

令和4年第4回菊池市教育委員会会議録

日 時 令和4年4月21日（木）午後1時30分
場 所 キクロス大研修室
出席者

教育長	音光寺 以 章
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	渡 邊 和 雄
教育委員	増 永 幸一郎
教育委員	城 聡 子
教育部長	村 田 義 喜
教育審議員	久 保 敦 嗣
学校教育課長	倉 原 桂 一
生涯学習課長	古 庄 和 彦
社会体育課長	宮 本 健
学校給食管理室長	富 田 信 幸
菊池市公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	西 野 浩 史
学校教育課指導主事	木 村 誠 希
学校教育課総務係長	岩 根 貴 史

17 / 17人

日 程

1. 開 会
2. 議事録承認
3. 教育長の報告
4. 議案案件
 - 議案第30号 菊池市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第31号 菊池市教育振興基金奨学資金事業施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第32号 菊池市小中学校教育支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
 - 議案第33号 菊池市教育委員会名義後援に関する事務取扱要領の一部を改正する要領の制定について
 - 議案第34号 菊池市立小中学校文書規程の一部を改正する訓令の制定について
 - 議案第35号 菊池市隈府一番地複合施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第36号 菊池市例規の見直しに伴う社会体育課関係規則の整理に関する規則の制定について

議案第 37 号 菊池市教育委員会に係る押印廃止に伴う関係要綱の整備に関する要綱の制定について

議案第 38 号 菊池前進塾運営要綱の制定について

5. 報告案件

報告第 6 号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況（2022年3月末現在）について

報告第 7 号 菊池市公営塾設置要綱について

6. その他

7. 教育委員会各課からの事務連絡等

①行事予定について

②次回の教育委員会議

令和4年5月20日（金）13：30～ キクロス大研修室

開会

音光寺教育長 皆様、御起立お願いします。

ただいまから、令和4年第4回菊池市教育委員会議を開会いたします。よろしくをお願いします。

では、会議次第に従い、議事録の承認についてを議題とします。

教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和4年第3回菊池市教育委員会及び令和4年第2回臨時菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議がありませんので、令和4年第3回菊池市教育委員会及び令和4年第2回臨時菊池市教育委員会の会議録については、承認することと決定いたします。

次に、教育長の報告を議題とします。

私より報告させていただきます。

では、1番目の動静についてです。

3月23日水曜日、市内小学校の卒業証書授与式、委員の皆様には大変お世話になりました。非常に感動的な卒業式ができたと聞いております。同じ日に行政改革推進本部会議が行われております。

24日には市内の小中学校の修了式が行われております。

25日金曜日から27日まで、プラチナ森の学校きくちをキクロス、ビジターセンターで行いました。子供たちが非常に熱心に講義を聞き、最後のプレゼンでは自分たちの将来の菊池市を見据えた考え等を立派に発表してくれました。今後、各中学校で活躍してくれることを期待するところでございます。

全国私立高校女子ソフトボール大会の開会式は中止になりましたけれど、27日から4日間、無事天候もよく実施されました。視察に行きましたけれど、どの競技場でも熱戦を繰り広げておりまして、全国の会長さんからも大変感謝されたところでございます。

3月30日、定年校長退職者感謝状贈呈式ということで、市長のほうから感謝状をお渡しいただきました。

31日が菊池市教職員退職・割愛辞令交付式、菊池市役所退職等辞令交付式です。委員の皆様にも大変お世話になりました。

4月1日が菊池市教育委員会関係会計年度任用職員辞令交付式及び管内教職員辞令交付式、県費教職員異動受入式及び新規採用教職員辞令交付式を行いました。これも委員の皆様のお参加、大変お世話になりました。ありがとうございます。今年の異動受入式と新規採用の教職員の辞令交付式は厳粛に行われて、非常によかったと思っております。

4月6日は庁議、7日が市小中学校長会議を行っております。

8日はキクロスカレッジ運営委員会。

11日、菊池市小中学校入学式、これも委員の皆様には大変お世話になりました。無事、入学式ができて、いいスタートが切れたところです。

14日、全国都市教育長協議会理事会ですが、本年度と来年度、私が県の都市教育長会の会長ということで全国の理事会に参加しております。

15日が管内教育長会議、不登校対策協議会、スポーツ推進員会議を行っております。

18日が県教育委員会と連携協定ということで、3校魅力化につきまして県の教育委員会と連携協定をして、新聞にも掲載されたところです。

19日、庁議とデジタル化推進本部が行われています。

20日水曜日、菊池市小中学校教頭会議と旭志支部の辞令交付式・開級式が行われております。

本日が教育委員会議と議会の月例会、それと泗水支部の辞令交付式と開級式が行われます。

続きまして、管内教育長会議ですが、本年度、菊池教育事務所長が成尾明美所長に替わられました。成尾所長からは、令和4年度の熊本県教育委員会の五つの取組として、一つ目に、命を守る教育、安全で安心な学校づくり、二つ目に、学びの保障として誰一人取り残さないということをキーワードに推進していく、三つ目が英語教育日本一、四つ目がICT教育日本一、五つ目が県立高校の魅力化について県の方針の説明がありました。また、人事異動について、人材育成について、不祥事防止についての説明もありました。

次に、管理主事が坂本管理主事に替わっております。管理主事からは人事異動関係について、不祥事防止・事故防止等について、公立学校教員の採用選考考査の変更点については、今後、年齢制限をなくすということでした。それと、実技試験もなくすといった変更点がありました。

教員免許更新制については、今の予定であると7月で廃止になるとのことです。また、スーパーティーチャーの活用についての説明がありました。

笠指導課長と指導主事のほうからは菊池教育事務所の取組の方向や、学校訪問について、人権教育セミナーの説明がありました。

3番目の市内小中学校校長会議での連絡事項です。私から校長会議でお話ししたことを説明いたします。

「はじめに」、昨年の教育活動に感謝ということで、昨年度は本当に皆様のお力添えで菊池市内の子供たちの部活動のみならず、様々なコンクール等で全国に出品して、全国でも上位の賞を受け、九州や県でもたくさんの賞を受けております。このようなことに感謝の言葉を述べております。

人事異動につきましては84名の異動がっております。校長が7名、他に、再任用校長として七城小の大塚校長先生1名です。教頭先生が6名、昇任された方が4名、転任が2名、主幹教諭が新たに2名と指導教諭が1名、後ほど説明しますが、新たに指導教諭が1名増えております。初任者が12名、うち他県現職が1名おります。再任用の先生方が10名、教諭が46名の異動がっております。昨年度多かった欠員が34名から19名に減っておりますし、養護教諭の欠

員も3名から1名に減っております。本年度の菊池市の教職員定数は315名ということになります。昨年度より9名減っております。

管理職の仕事は人材育成であること、人事異動は4月1日より始まること、人材育成をするために4月1日からスタートしていることを話しております。教頭会でも同じような話をしております。

1月15日現在の児童生徒数ですが、小学校が2,552名、129学級、中学校が1,251名で52学級、合計の3,803名で181学級。昨年度から小学校が31、中学校が47、合計78名減。これは1月の時点です。最終的には5月1日で決定しますので、また来月、正式な数は述べたいと思いますが、菊池市はやはり、減少傾向にあることが分かると思います。このために教職員も減っているということです。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策をさらに徹底するようにお願いしております。いじめや差別がないようにお願いしているところです。

次に、令和4年度の重点として、この前もお話ししましたように改革の年ということ位置づけて、大きく5点を重点事項としてお話をしております。

1点目は部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす取組の推進で、差別に対する怒りを持って解消の取組を推進することです。反差別の集団をつくること、受言・発言の徹底により、聞く人はちゃんとおへそを聞く人のほうに向けて、うなずきながら聞く。発言する人はみんなのほうを向いてしっかり分かるように発言することをしっかり徹底していく。この集団づくりのために人権教育主任の研修会を年3回行います。講師としては大津町の人権教育指導員の高木裕紀先生にお願いして、本日3時半からも行います。年3回、集団づくりについての指導をしていただくようにしております。また、保護者啓発についてもお願いしております。

2点目に働き方改革ということで、週の授業時数を28時間、昨年度までは29時間でしたが、5時間授業を週2回で設定してもらっております。これは、まずは教職員の残業を減らす。そのことによって心身にゆとりを持たせる。健康維持、また、ゆとりがあれば不祥事も防げます。もう一つは児童生徒と向き合う時間を確保し、いじめや不登校の未然防止を図ったり、教材研究によって学力向上にもつながるのではないかと考えております。ただし、中3、小6は学校に応じて対応としております。入試等が早まれば難しくなりますし、小学校6年生も教育課程が終わらなくてはいけません。そこは学校側で29時間の運用をしてもいいことにしております。

新型コロナウイルスによる臨時休校とか学年・学級閉鎖があった場合はオンライン授業を行います。授業の進度によって補習していく。そういう場合は6時間授業に切り替えたり、そういう形を臨機応変にやっていくことにしております。また、初任者の負担が大きく、研修会が多いということで、初任者の教育論文は募集しません。学校論文も実践事例集に変えることにして、教職員の負担を減らすようにしております。

3点目は授業改革です。主体的・対話的で深い学びの実現を目指すということ

で、昨年、西留安雄先生の指導を受けました。それを本年度年2回実施する予定にしております。子供たちが授業の主役ということで徹底していききたいと思っております。

4点目に、全ての学校でE S Dの実践ですが、各学校でE S Dの視点で取組を目指していただき、S D G sの実現に向けた活動を行います。その指導教諭として七城中学校の西田先生が認定されました。指導主事と併せて活用をお願いしたい。先ほどありましたプラチナ森の学校きくちに参加した子供たちが、このリーダーとして各学校で活躍していただく。また、奈良教育大学のE S Dティーチャープログラムに本年度から各学校1名参加していただきます。オンラインに合わせ、奈良教育大からこちらにおいでいただき指導していただく。これは文部科学省も承認しております。そのことによって、同じ実践をする先生たちのネットワークに入れることになり、地域の良さを学ぶことができます。地域学校協働活動の推進をさらに活用していただくことにしております。

5点目が不祥事防止。繰り返し研修を行っていただくこととしております。

この5点を本年度の重点として、菊池市の小中学校にお願いしております。

三番目として、菊池の教育の特徴を挙げております。そこに書いてありますように支援員を増やしたり、司書教諭を図書館から直接派遣という形で、今年から菊池南中学校、菊之池小学校、泗水小学校の3校に、図書館の司書教諭を派遣し、さらに図書館との連携ができるようにしております。指導員の先生方は3名、5年未満の教職員の指導員です。

本年度、新たに育成支援加配というのができまして、若手の先生の育成に前泗水西小学校の校長の津幡先生が常駐する形で支援をしていただくことになっております。

地域未来塾を5中学校、放課後子ども教室を泗水東小学校、市の研究指定と小中連携の推進を入れております。

乗り入れ授業につきましては、中学校の授業時数とも関係がありますので、本年度、無理はしないようにとっております。今のところ、本年度の乗り入れの予定はありません。

いじめ・不登校対策については、本年度から任用しました村上S S Wと学校指導コーディネーターの築地新先生が4月の職員会議から入っていただき、4月中に全ての小中学校を回っていただくことにしております。そのことによって早く情報をキャッチして対応ができるようにしております。

心の教室相談員を全ての中学校、それと適応指導教室4か所、ルーテル大学との連携協定をしております。

学校施設の長寿命化では、泗水中学校の工事が本年度中に終了します。南中の設計は本年度、次年度から工事という形になっております。I C Tはプログラミング教育で高専と連携しており、I C T支援員も3名配置しています。

森の学校・きくち、プラチナ未来人財派遣はリーダー育成のためです。

次の英語教育の推進ですが、イングリッシュデイキャンプを小学校、中学校で行いますし、A L Tを派遣という形にして、今までは授業でしか活用できません

でしたが、先生方と同じ勤務時間で、同じように勤務していただいて、英語の授業がないときでも、子供たちと触れ合えるようにしました。そのために子供たちが英語に触れる時間を増やして、特に小学校1年生から触れ合うような場を設定してくださいとお願いしております。

小川奨学金は引き続き、笑育授業は本年度までの予定です。

郷土芸能を生かした教育活動、地域学校協働活動統括推進員が5名、ここに書いてある先生が引き続き指導していただきます。

学校運営協議会が全ての小中学校に。市内三高校の魅力化ということで、先ほど言いましたように県の教育委員会と連携して公設塾を菊池高校で開校します。元熊本北校の校長先生である月井先生と熊本大学教育学部生を講師として、5月9日に開校する予定としております。

地域魅力化コーディネーターとして平松さんを予定しております。

ハイスクールフェスティバルは中2を対象に行う予定です。

スクールサポートチームを今年度も活用します。

学校の特色を生かすため、校長裁量の教育支援事業を実施しています。

環境整備員を3名配置しています。

キクロスカレッジが本年度開校しますけれど、明日から5月20日まで募集を促して、6月4日土曜日に開校する予定にしております。ここで学んだ方を学校や地域で活用していただきたい。

市立図書館の活用では、図書通帳ミリオネア表彰、100万円分読んだ子供たちを表彰しています。昨年度たくさんの子供たちが受賞しましたので、本年度もお願いしたいと言っております。

4番目、今後の予定としましては、22日に事業進行ヒアリングと青少年育成市民会議推進委員全体会を行います。

25日月曜日には管内四者人権同和教育研修会があります。

27日に肥後古代の森協議会の理事会。

5月6日金曜日が管内教育長会議と熊本県文化財保護協会役員会があります。

9日月曜日に熊本県市町村教育委員会総会・都市教育長協議会総会ですけども、残念ながら市町村教育委員会総会は中止ということになりました。一応、都市教育長協議会は実施する方向で今考えております。

5月10日火曜日が市内校長会議。

11日から13日までが全国都市教育長理事会・総会・研修会が山口市であります。今のところ実施予定です。

14日土曜日と日曜日に部落解放全国女性集会在熊本市で行われます。

17日火曜日がB&G南九州ブロック総会、これはZoom会議で行います。

19日木曜日が史跡調査検討委員会。

20日金曜日が菊池市教育委員会議、キクロスカレッジの運営委員会が予定されております。

以上、私の報告について質疑等はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 ないようですので、これで教育長の報告については終わります。

次に、研修等の準備等がありますので、先に報告案件を行いたいと思います。

では、報告第6号、菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況についての説明を事務局よりお願いします。

西野指導主事。

西野学校教育課指導主事 それでは、報告をさせていただきます。お手元の不登校、いじめの報告案件資料を御覧ください。着座のまま報告を始めさせていただきます。

では、報告資料の1ページを御覧ください。

1段目のグラフは、菊池市内の不登校児童生徒の経年推移になっております。3月末時点での令和3年度の不登校児童生徒数は123名となっております。

2段目のグラフは、30日以上欠席している不登校の児童生徒数になっておりますが、1か月間で小学生が43名から53名で10名の増加、中学生が73名から80名で7名の増加となっております。3段目のグラフにも載っておりますが、この3月の間に17名増加ということになっております。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。

1段目のグラフは、不登校傾向のグラフとなります。10日以上30日未満欠席している不登校傾向の児童生徒数は、3月末現在で、小学生が23名、中学生が29名となっております。

2段目、3段目のグラフにつきましては、不登校生徒123名と不登校傾向の児童生徒52名をそれぞれ学年別に見たものになります。

次に、資料の3ページを御覧ください。

不登校と不登校傾向の児童生徒を合わせた数となっております。その数の175名を学年別に見たものになります。

下段の表を御覧ください。下段の表は、関係機関との連携率を載せております。令和3年度は、不登校児童生徒がSCやSSW等関係専門機関との連携がこのような数字になっておりますが、令和4年度につきましてはこの数値が100%となるよう、4月の校長会でもお願いをしているところです。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。

いじめの報告です。3月のいじめの報告で新規はございませんでした。

3段目のグラフは適応指導教室の利用状況を示しております。令和3年度は合計で18名の児童生徒が申請をしたということになっております。

続きまして、資料の5ページから8ページにかけてでございます。

それぞれ適応指導教室の相談件数と相談内容のほうを載せております。四つの適応指導教室の合計につきましては、8ページの最後のグラフにあります。年間で1,358件でした。適応指導教室相談員の相談の内容内訳になりますが、グラフを見て分かるとおり、学習・進路についてと生活習慣についての相談が年間を通して多い状況となっております。

4月は昨年度まで適応指導教室に通っていた児童生徒について、児童生徒が通う学校との情報交換を行ったり、今年度のスタート、もう始業式もあっております、入学式もあっております。その辺りの参加状況等につきまして、相談委員から状況を聞き取っているところでございます。

続きまして、資料の9ページから12ページにかけてですが、こちらには心の教室相談、相談員の状況を載せております。3月の心の教室相談件数は合計で110件となっております。10ページの一番下段にございます。

業務の内容につきましては、年度末ということもあり、また、新年度など節目の時期になりますので、その時期に生徒が持つ期待、不安等に対して学級担任と一緒に面談をしたり、関係職員と連携を図りながら相談を行ってまいりました。

続きまして、資料の13ページを御覧ください。

グラフは菊池市のスクールソーシャルワーカー、SSWへの相談件数となります。3月は8件の相談がありました。また、年間では226件の相談がありました。内容としましては、心身に関すること、家庭・家族の状況のことが多くあっております。

学校支援コーディネーターの相談対応件数は14ページになります。3月が20件となっております。また、年間では402件の相談に対応をしております。

適応指導教室相談員、子育て支援課、菊池市に配置されておりますスクールソーシャルワーカーと連絡調整を行い情報を共有し、年間を通して不登校に関する相談にコーディネーターが関わってまいったところです。

報告は以上となります。

音光寺教育長 ただいまの報告について、質疑及び御意見はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、ないようですので、次の報告第7号、菊池市公営塾設置要綱についての説明を事務局よりお願いいたします。

倉原課長。

倉原学校教育課長 学校教育課です。よろしくお願いたします。

資料は15ページと16ページになります。現在、菊池市公営塾設置要綱におきましては、令和4年3月22日の第3回の教育委員会にて承認をいただいていたところでございますけども、この設置要綱は本来、市長告示であり、市長告示後に教育委員会へ事業の委任をするということでございます。このため、市長部局において令和4年4月1日に設置要綱を告示しておりますが、事業においては教育委員会で進めることから、3月に承認いただいた内容に第6条の教育委員会への委任等を追加したところでございます。

15ページの第6条になります。「公営塾の運営に関する事務は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その事務を教育委員会に委任し、教育委員会の

事務を補助する職員に補助執行させるものとする。」という文面を追加したところでございます。

報告は以上になります。

音光寺教育長 では、ただいまの報告について質疑及び御意見はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、以上で報告案件を終わります。

次に、議事案件に入ります。

本日は、課ごとに一括した議題といたします。

議案第30号から議案第34号及び議案第38号を一括議題とし、事務局から説明をお願いします。

倉原課長。

倉原学校教育課長 学校教育課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第30号、菊池市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、次のように制定するものとする。令和4年4月21日提出。

提案理由としましては、入学準備金を導入するに当たり、規則の一部を改正する必要がある。これが規則案を提出する理由となります。

新旧対照表にて御説明申し上げます。14ページをお願いします。

第2条中「奨学金」を「奨学資金の」に改め、「書類」の次に「(以下「申請書等」という。)」を加え、「毎年4月末日」を「当該年度の12月から1月末日」に改め、同条に次の「ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。」を加え、第2条第1号中「奨学資金貸付申請書」を「菊池市奨学資金貸付申請書」に改め、同条第4号中「在学証明書」の次に「(条例第2条第2号に規定する「進学しようとする者」は除く。)」を加えます。

次に、第3条「貸付決定の通知」を「奨学資金の貸付けの選考」に改め、第3条、条例第6条に規定する菊池市奨学資金奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)は、申請者が提出した申請書等を基に書類の審査を行うものとする。

2項、選考委員会は、前項の規定により行った書類の審査の結果を踏まえ、奨学生として採用を内定する者(以下「採用内定者」という。)及び採用を決定する者(以下「採用決定者」という。)を選考する。

3項、教育委員会は、前項の規定により選考された採用内定者に対しては菊池奨学資金貸付内定通知書(様式第2号)により、採用決定者に対しては菊池市奨学資金貸付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

ここで新旧対照表では、15ページの第4条の説明ですけれども、今回、改正案のほうに改めて第4条、第5条に条文の追加が生じることから、先に第18条から説明させていただきます。

18ページをお願いします。

第18条を第20条とし、第13条から第17条までを2条ずつ繰り下げます。

次に、17ページの第12条中「条例第14条に規定する菊池市奨学資金奨学生選考委員会（以下「選考委員会という。）」を「第3条第1項に規定する選考委員会」に改め、同条を第14条とします。

次に、第11条中「奨学金返還免除申請書」を「菊池市奨学資金返還免除申請書」に改め、同条を第13条とします。

第10条の見出し中「延期及び」を削り、同条中「奨学金」を「奨学資金」に改め、「延期又は」を削り、「奨学金返還延期・猶予申請書」を「菊池市奨学資金返還猶予申請書」に改め、同条を第12条とします。

16ページをお願いします。

第9条中「奨学金」を「奨学資金」に改め、同条を第11条とします。

次に、第8条中「奨学金」を「奨学資金」に、「第5条」を「第6条」に、「奨学資金返還明細書」を「菊池市奨学資金返還明細書」に改め、同条を第10条とします。

第7条中「奨学金」を「奨学資金」に、「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条を第9条とします。

次に、第6条中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条を第8条とし、第5条を第7条とします。

15ページをお願いします。

第4条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第1項中「奨学金」を「奨学資金」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 菊池市奨学資金借用証書（様式第4号）。

第4条第2項を削り、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加えます。

採用内定者の貸付けの決定。

第4条、採用内定者は、条例第2条第2号に規定する学校（以下「学校」という。）への進学が決まったときは、合格が確認できる書類の写しを添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

第2項、教育委員会は、前項の書類を受理したときは、採用内定者に対して菊池市奨学資金貸付決定通知書により通知するものとする。

採用内定の効力。

第5条、採用内定者が学校に進学しなかったときは、採用内定の効力を失うものとする。

様式第1号から様式第9号までを次のように改めます。

附則。この規則は、令和4年7月1日から施行する。

提出は同日の4月21日となりますので省略させていただきます。

次に、19ページをお願いします。

議案第31号、菊池市教育振興基金奨学資金事業施行規則の一部を改正する規則の制定について。

提案理由。入学準備金を導入するに当たり、規則の一部を改正する必要があります。これが規則案を提出する理由です。

議案書の23ページをお願いします。

第2条中、「貸付の対象外」を「貸付けの対象外」、平仮名の「け」を入れております。「奨学金」を「奨学資金」に改めます。

次に、第4条中「奨学金」を「奨学資金」に、「貸付を受けようとする者」を「貸付けを受けようとする者」に、平仮名の「け」をつけております。「様式第1号」を「別記様式」に改めます。

次に、第5条の見出し中「奨学金の額」を「奨学資金の額」に改め、同条中「下表の」を「別表第1に定める」に改め、同条の表を削り、同条に次の1項を加える。「2項、入学準備金の貸付額は、別表第2に定めるとおりとする。」。

続きまして、第6条中「奨学金」を「奨学資金」に改め、附則の次に別表として次の2表を加えます。こちらに載っております表になるものでございます。

附則、この規則は、令和4年7月1日から施行する。

次に、議案書の25ページをお願いします。

議案第32号、菊池市小中学校教育支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について。

提案理由としましては、文言整理のため、要綱の一部を改正するものであります。

27ページをお願いします。

第2条中、教育基本法の次に「(平成18年法律第120号)」を加えます。

附則、この要綱は、告示の日から施行するとしております。

次に、28ページをお願いします。

菊池市教育委員会名義後援に関する事務取扱要領の一部を改正する要領の制定について。

提案理由としましては、文言整理のため、要領の一部を改正する必要があるとしております。

30ページをお願いします。

第1条中、平成25年の次に「教育委員会」を加える。

附則、この要領は告示の日から施行するとしております。

続きまして、31ページをお願いします。

議案第34号、菊池市立小中学校文書規程の一部を改正する訓令の制定について。理由としましては、文言整理のため訓令の一部を改正する必要があるというところにしております。

議案書の38ページをお願いします。

第7条第1項中「別表1」を「別表第1」に改め、第12条第3号中「規程」を「規定」に改めます。これは、漢字の規定の部分です。

次に、第17条第2項中「第7条」を「第7条第1項」に改め、第19条第1項中「菊池市」を「菊池市立」に改めます。

39ページをお願いいたします。

第21条中「前条」を「前条第1項」に改め、第23条第1項中「別表2」を「別表第2」に改め、第2項中「別表3」を「別表第3」に、「事項」を「時効」に改めます。この「事項」は物事の事項を期間を入れた「時効」のほうの漢字に改めます。

次に、第24条中第2項中の「各号」を削ります。

40ページをお願いします。

第30条第4項中「第1項第2項の規程」を「第1項及び第2項の規定」に改め、「別表1」を「別表第1」、「別表2」を「別表第2」、「別表3」を「別表第3」に改め、「別表第3」を次のように改める。

文書名の(1)学校関係法規の根拠法令欄を「学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)」に改め、文書名(4)諸会議簿の根拠法令欄を「菊池市立小中学校管理規則(平成17年教育委員会規則第13号。以下「市小中管理規則」という。)」に改め、42ページの(16)職員健康診断票の根拠法令欄を「学校保健安全法(昭和33年法律第56号)」に改め、(17)のスポーツ振興センター関係の根拠法令欄を「独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)」に改めます。

次に、3、情報の(2)指定統計関係の根拠法令欄を43ページになりますけれども、「統計法(平成19年法律第53号)」に改め、4、人事の(4)給与支給明細書の根拠法令欄を「熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号。以下「県給与条例」という。)」に改め、財務の(1)要・準要保護世帯票の根拠法令欄を「学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)」に改めます。

次に、45ページになります。

様式第1号中「、第10条、第20条」を削る及び様式第5号を次のように改めるとします。これは36ページをお願いします。表の中にサブタイトルという枠がありますけれども、こちらのレイアウトを整理したものでございます。

附則、この訓令は、令達の日から施行するとしております。

ページが65ページになります。最後になります。

事務局 当日配付の別冊をお願いします。議案第38号になります。

倉原学校教育課長 菊池前進塾運営要綱の制定について。菊池前進塾要綱を次のように制定するものとする。

提案理由としましては、菊池前進塾を運営するに当たり、要綱を制定する必要がある。これが要綱案を提出する理由でございます。

本日配った状態ですので、若干必要なところを読み上げます。

第1条、趣旨。この要綱は、菊池市公営塾設置要綱(令和4年告示第72号)の規定により設置した菊池市公営塾(以下「菊池前進塾」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条、組織です。菊池前進塾に塾長、副塾長、高校魅力化ディレクター及び

講師を置く。

2項、塾長は、市長をもって充て、菊池前進塾を総括する。

3項、副塾長は、教育長をもって充て、塾長を補佐し、塾長が不在のとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

4項、高校魅力化ディレクターは、教育委員会が適当と認めた者のうちから、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用し、菊池前進塾の運営及び利用者の管理等を行う。

第5項、講師は、教育委員会が適当と認めた者のうちから選定し、利用者へ学習指導を行うとしております。

第3条、開講日におきましては、平日の月曜日から金曜日までのうち塾長が指定した日とするとしております。

2項の中で開講の時間ですけれども、9時から21時までのうち塾長が指定した時間としております。

塾の利用、第4条になります。菊池前進塾に入塾しようとする者は、菊池前進塾入塾申込書を塾長に提出するものとし、塾長は審査の上、適当と認めるときは、前進塾入塾許可書を通知するものとする。

また、2項におきましては、退塾しようとする者は、退塾の届出書を出し、塾長に提出しなければならない。ただし、利用者が、高校を卒業又は退学した場合は退塾したものとみなすとしております。

5条におきましては、利用の制限としまして、他の利用者に迷惑を及ぼす行為があったとき、(2)におきましては秩序とかに反する行為があったとき、また、そのおそれがあるとき、(3)におきましては建物及びその附帯設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるときと4項、前進塾の管理上支障があると認められるときとしております。

第6条としまして、この要綱に定めるもののほか、菊池前進塾の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則、この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用するとしております。

以上が学校教育課の説明になります。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について質疑及び御意見はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 それでは、質疑がないようですので、採決いたします。

議案第30号から議案第34号及び議案第38号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第30号から議案第34号及び議案第38号は原案のとおり可決することに決定します。

では次に、議案第35号及び議案第37号を一括議題とし、事務局から説明をお願いします。

古庄課長。

古庄生涯学習課長 生涯学習課でございます。よろしくお願いいたします。

議案書46ページをお願いいたします。

初めに、議案第35号、菊池市隈府一番地複合施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由としましては、隈府一番地複合施設のまちづくり寄合所の利用申請の時期について適正化を図るため、規則の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、48ページ新旧対照表をお願いいたします。

第3条第2項の本文でございますが、現行では「申請書の交付は、利用をしようとする1年前の月はじめに行う」としておりましたが、改正案としまして「申請書の受付は、利用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から行うものとする」に改めるものでございます。

なお、この規則の施行開始につきましては、公布の日から施行することとしております。

続きまして、議案書59ページをお願いいたします。

議案第37号、菊池市教育委員会に係る押印廃止に伴う関係要綱の整備に関する要綱の制定についてでございます。

本議案は、生涯学習課、それから社会体育課に関係する議案となっております。

提案理由としまして、市民などに求めている申請書等の押印について見直しを行い、行政手続における市民の利便性の向上を図るためでございます。

内容につきましては、議案書60ページをお願いいたします。

菊池市教育委員会に係る押印廃止に伴う関係要綱の整備に関する要綱としまして、第1条に菊池市スポーツ大会等出場報奨金交付要綱の一部を次のように改正するとしております。

様式第2号を次のように改めるということで、61ページが改正様式になっております。様式の上のほうの申請者のところの押印がなくなり、下のほうに書類の提出方法、それから書類発行責任者、担当者を記入する欄を設けているところでございます。

次に、62ページが第2条になりまして、菊池市文化芸術行事等出場報奨金交付要綱の一部を次のように改正するというので、こちらのほうも様式第2号を改めております。

63ページが様式になりまして、先ほどの第1条と同じ内容の改正になっております。

64ページに附則ということで、この要綱は、告示の日から施行し、令和4年

4月1日から適用することとしております。
説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について質疑及び御意見はございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、質疑もないようですので、採決いたします。

議案第35号及び議案第37号は、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第35号及び議案第37号は原案のとおり可決することに決定します。

次に、議案第36号を議題とし、事務局から説明をお願いします。

宮本課長。

宮本社会体育課長 社会体育課でございます。よろしくお願ひいたします。

私からは議案第36号について御説明させていただきます。

菊池市例規の見直しに伴う社会体育課関係規則の整理に関する規則の制定についてでございます。

提案理由につきましては、文言整理のため、規則の一部を改正する必要があります。これが、この規則案を提出する理由でございます。

それでは、まず菊池市営プール条例施行規則の一部改正でございます。内容につきましては、51ページから52ページ、53、54ページまででございます。これら様式第3、第4号になります。この様式につきましては、改め前がございませんので、改めの部分を御説明させていただきます。

まず51ページでございます。改めの部分につきましては、6、許可の条件の部分になります。改める前は「(1) 菊池市営プール条例及び規則を守ること。」となっておったものを「(1) 菊池市営プール条例及び同条例施行規則を守ること。」というふうに改めたものでございます。

次に、52ページでございます。これにつきましては、改め前につきましては、6、許可の条件の部分でございます。「(1) 菊池市営プール条例及び規則を守ること。」となっておりましたが、それを「(1) 菊池市営プール条例及び同条例施行規則を守ること」にしております。

次に、53ページをお願いいたします。

変更前の部分につきましては、6、許可の条件「(1) 菊池市営プール条例及び規則を守ること。」となっておりましたものを「(1) 菊池市営プール条例及び同条例施行規則を守ること。」としております。

最後に54ページ、変更前の部分です。6、許可の条件「(1) 菊池市営プール条例及び規則を守ること。」としておりましたところを「(1) 菊池市営プール条例及び同条例施行規則を守ること。」というふうにしております。

続きまして、55ページをお願いいたします。

菊池市総合体育館条例施行規則の一部改正でございます。新旧対照表が56ページ、57ページにありますので、こちらのほうを御覧ください。

第2条中「第6条」を「第6条第1項」に改め、第3条第2項中「許可書」を「利用許可書」に改め、第5条中「第9条」を「第9条第1項」に改め、第6条中「第11条」を「第11条第1項」に改め、第8条中「第13条」を「第13条ただし書」に改め、第12条中「場合は、第3条から第6条及び第9条から第11条の」を「場合における第2条から第5条まで及び第9条から前条の規定の適用については、これらの」に、それから、「と読み替える」を「とする」としております。

続きまして、菊池市斑蛇口湖ボート場条例施行規則の一部改正でございます。

これにつきましては、58ページに新旧対照表がございますので御覧ください。第4条中「第7条」を「第7条第1項」に改め、第6条中「第10条」を「第10条第1項」に改めるとしております。

なお、この規則は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

音光寺教育長 ただいまの説明について質疑及び御意見はございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、質疑もないようですので採決いたします。

議案第36号は、原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決することに決定します。

では、次にその他に入ります。事務局のほうから何かありますか。

事務局 事務局からはございません。

音光寺教育長 ないようですので、本日の委員会をこれで閉会いたします。

御起立をお願いします。

どうもお疲れさまでした。

— 了 —